

市第4号議案

横浜市市税条例及び横浜みどり税条例の一部改正

横浜市市税条例及び横浜みどり税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年6月11日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市市税条例及び横浜みどり税条例の一部を改正する
条例

（横浜市市税条例の一部改正）

第1条 横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第10条中「区役所」の次に「（市たばこ税及び入湯税に係るものにあつては、市役所）」を加える。

第26条の2第2項中「同項第1号の2」を「同項第2号」に、「同項第1号の3」を「同項第3号」に改め、「、同項第2号の均等割額の算定期間」を削り、「同項第3号」を「同項第4号」に改める。

第29条の4の2第1項中「次の各号に掲げる法人（」を「次に掲げる法人（」に、「、各連結事業年度又は各計算期間」を「又は各連結事業年度」に改め、同条第2項中「、各連結事業年度又は各計算期間」を「又は各連結事業年度」に改め、「現況により、法人が解散（合併による解散を除く。以下同じ。）をした場合における清算中の各事業年度又は各計算期間の法人の市民税にあつては、その解散の日の」を削る。

第33条の2第1項及び第33条の5の2第1項中「当該年度の初日の属する年の」を削り、「同日」を「当該年度の初日」に改める。

第33条の5の6第1項中「当該年度の初日の属する年の」を削る。

第33条の6第1項中「第5項、第24項、第27項及び第28項」を「第19項、第22項及び第23項」に、「第5項、第24項及び第28項」を「第19項及び第23項」に、「同条第27項」を「同条第22項」に改め、同条第2項中「同条第27項」を「同条第22項」に改め、同条第4項中「第321条の8第29項」を「第321条の8第24項」に、「第5項（法人税法第102条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人に係るものに限る。）、第27項又は第28項」を「第22項又は第23項」に改める。

第34条第1項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 扶養親族に関する事項

第34条の2の次に次の2条を加える。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第34条の3 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法第317条の3の2第1項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当

該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申告書を提出した給与所得者は、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、同項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法第317条の3の2第2項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、同項で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、法第317条の3の2第4項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（同項に規定する電磁的方法をいう。次条第4項において同じ。）により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第34条の4 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第317条の3の3第1項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した同項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、法第317条の3の3第2項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を提出することができる。

3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第4項

に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、法第317条の3の3第4項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

- 5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第85条中「3,298円」を「4,618円」に改める。

附則第18条中「1,564円」を「2,190円」に改める。

(横浜みどり税条例の一部改正)

第2条 横浜みどり税条例(平成20年12月横浜市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第312条第3項第3号」を「第312条第3項第4号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。ただし、第1条中横浜市市税条例第10条及び第29条の4の2第1項の改正規定、同条第2項の改正規定(「、各連結事業年度又は各計算期間」を「又は各連結事業年度」に改める部分に限る。)並びに同条例第33条の2第1項、第33条の5の2第1項及び第33条の5の6第1項の改正規定は公布の日から、第1条中同条例第34条の2の次に

2条を加える改正規定及び附則第3項から第5項までの規定は平成23年1月1日から、第1条中同条例第34条第1項の改正規定及び次項の規定は平成24年1月1日から施行する。

(個人の市民税に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の横浜市市税条例(以下「新条例」という。)第34条第1項の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成23年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第34条の3の規定は、平成23年1月1日以後に提出する同条第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。
- 4 新条例第34条の4の規定は、平成23年1月1日以後に提出する同条第1項に規定する申告書について適用する。
- 5 平成23年中に新条例第34条の4第1項の規定による申告書を提出する場合には、同条第2項中「同項の規定による申告書に記載した事項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法第203条の5第1項の規定による申告書(同条第2項の規定により提出した同条第1項の規定による申告書を含む。)に記載した事項のうち前項各号に掲げる事項に相当するもの」として同項の規定を適用する。

(法人の市民税に関する経過措置)

- 6 新条例第26条の2第2項、第29条の4の2第2項並びに第33条の6第1項、第2項及び第4項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に解散(合併による解散を除く。以下同じ。)が行われる場合における各事業年度分の法人の市民

税及び各連結事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に解散が行われた場合における各事業年度分の法人の市民税及び各連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

- 7 施行日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。
- 8 施行日前に横浜市市税条例第82条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(地方税法(昭和25年法律第226号)第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。)が行われた製造たばこを施行日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第82条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び附則第12項において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)附則第39条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを施行日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを施行日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所が市の区域内に所在するときに、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所が市の区域内に所在するときに、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、

次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により市たばこ税を課する。

(1) 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 1,000本につき1,320円

(2) 新条例附則第18条に規定する紙巻たばこ 1,000本につき626円

9 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、同項の規定による市たばこ税額その他の必要な事項を記載した申告書を施行日から起算して1月以内に、市長に提出しなければならない。

10 前項の規定による申告書を提出した者は、平成23年3月31日までに、当該申告書に記載した市たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

11 附則第8項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、新条例の規定中市たばこ税に関する部分（新条例第87条の規定を除く。）を適用する。この場合において、新条例第84条第2項の規定中「前項」とあるのは、「横浜市市税条例及び横浜みどり税条例の一部を改正する条例（平成22年月横浜市条例第 号）附則第8項」と読み替えるものとする。

12 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第8項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正後の地

方税法第477条の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第87条の規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

提 案 理 由

地方税法等の一部改正等に伴い、横浜市市税条例及び横浜みどり税条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市市税条例及び横浜みどり税条例の一部改正案要綱

地方税法等の一部改正等に伴い、横浜市市税条例（以下「市税条例」という。）及び横浜みどり税条例の一部を改正する必要が生じたが、その改正点は、次のとおりである。

1 個人市民税

- (1) 平成23年1月1日から、給与の支払を受ける者等で所得税法の規定により扶養控除等申告書等を提出するものについて、扶養親族に関する事項を記載した申告書を提出すること（市税条例第34条の3、市税条例第34条の4）。
- (2) 平成24年1月1日から、市民税の申告書の記載事項に扶養親族に関する事項を追加すること（市税条例第34条第1項）。

2 市たばこ税

- (1) 市たばこ税の税率を、平成22年10月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、1,000本につき1,320円引き上げること（市税条例第85条）。
- (2) 旧3級品の紙巻たばこに係る市たばこ税の税率を、平成22年10月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、1,000本につき626円引き上げること（市税条例附則第18条）。
- (3) 平成22年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行うこと（横浜市市税条例及び横浜みどり税条例の一部を改正する条例附則第8項から第12項まで）。

3 その他条文の整備を行うこと（市税条例第10条、市税条例第26

条の2第2項、市税条例第29条の4の2第1項及び第2項、市税条例第33条の2第1項、市税条例第33条の5の2第1項、市税条例第33条の5の6第1項、市税条例第33条の6第1項、第2項及び第4項、横浜みどり税条例第3条第1項)。

横浜市市税条例(抜粋)

(上段 改正案
下段 現行)

(公示送達の方法)

第10条 法第20条の2の規定による公示送達は、納税地所管の区役所(市たばこ税及び入湯税に係るものにあつては、市役所)の掲示場に掲示して行うものとする。

(法人の均等割の税率)

第26条の2 (第1項省略)

2 前項に定める均等割の額は、その均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の同項第1号の2の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の同項第1号の3の連結法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の均等割額の算定期間又は同項第4号の同項第3号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

(法人の市民税の課税の特例)

第29条の4の2 次に掲げる法人(法人税法第4条の7に規定する受託法人を除く。以下この項において同じ。)に対する各

市第4号

事業年度又は各連結事業年度
、各連結事業年度又は各計算期間

における法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に次の各号に掲げる法人の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

(第1号及び第2号省略)

- 2 前項の規定を適用する場合において、資本金の額又は出資金の額が5億円未満又は5億円以上10億円未満であるかどうかの判定は、各事業年度又は各連結事業年度
、各連結事業年度又は各計算期間
- の終了の日(法第321条の8第1項前段の規定(法人税法第72条第1項(同法第145条において準用する場合を含む。))の規定が適用される場合に限る。)により申告納付すべき法人の市民税にあっては、その事業年度の開始の日から6箇月の期間の末日)の
現況により、法
- 人が解散(合併による解散を除く。以下同じ。)をした場合における清算中の各事業年度又は各計算期間の法人の市民税にあっては、その解散の日の
現況による。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

- 第33条の2 個人の市民税の納税義務者が
当該年度の初日の属する
前年中において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(以下この節において「給与」と総称する。)の支払を受けた者であり、かつ、
当該年度の初日
同日
- において給与の支払を受けている者(以下この条及び次条において「給与所得者」という。)である場合においては、その納税義務者に対して課する個人の市民税のうちその納税義務者の前年中の給与所得(法第292条第1項第5号に規定する給与所得をいう。以下この節において同じ。)に係る所得割額及び均等割額の合算額は、特

別徴収の方法によって徴収する。ただし、特別の事情により特別徴収を行うことが適当でないと市長が認める場合においては、特別徴収の方法によらないことができる。

(第2項から第4項まで省略)

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第33条の5の2 個人の市民税の納税義務者が~~前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日~~当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、~~同日~~当該年度の初日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者として政令第48条の9の11第3項に定める者を除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合においては、その納税義務者に対して課する個人の市民税のうちその納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(その納税義務者に係る均等割額を第33条の2第1項本文の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第33条の5の6において同じ。)の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、その額が100円未満であるときは100円とする。以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付からその老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

(第2項及び第3項省略)

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第33条の5の6 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、第33条の5の4第4項に規定する支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該年度の前年度において第33条の5の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額(同条第2項の規定によりその年金所得に係る特別徴収税額に加算した所得割額がある場合にあっては、その所得割額を控除した額)に相当する額をいう。以下この節において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

(第2項から第4項まで省略)

(法人の市民税の申告納付)

第33条の6 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項第5項、第24項、第27項及び第28項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項第5項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定、第24項及び第28項による納期限までに、同条第22項同条第27項の申告納付にあっては遅滞なく、提出し、及びその申告した税額又は同条第1項後段及び第3項の規定によって提出があったものとみなされる申告書に係る税額

を納付しなければならない。

- 2 前項の規定によって申告書を提出すべき法人は、その申告書（法第321条の8第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる申告書並びに同条第22項
同条第27項に規定する申告書を除く。）の提出期限後においても、法第321条の11第4項の規定による更正又は決定の通知があるまでは、前項の規定によって申告書を提出し、及びその申告した市民税額を納付することができる。

（第3項省略）

- 4 法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法令により課される法人税又は道府県民税の法人税割及び利子割若しくは市町村民税の法人税割に相当する税を課された場合においては、法第321条の8第24項
第321条の8第29項の規定により控除すべき額を同条第1項（同項に規定する予定申告法人に係るものを除く。）、第4項、第22項又は第23項
第5項（法人税法第102条第1項の規定
によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人に係るものに限る。）、第27項又は第28項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除するものとする。

（市民税の申告義務等）

- 第34条 第21条第1項第1号の者は、3月15日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第35条の2第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以

市第4号

外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（政令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは法第317条の2第1項ただし書に規定する寄附金税額控除額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得以外の所得を有しなかった者等」という。）については、この限りでない。

（第1号から第6号まで省略）

(7) 扶養親族に関する事項

(8) （本文省略）
(7)

（第2項から第7項まで省略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第34条の3 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法第317条の3の2第1項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を

經由して、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申告書を提出した給与所得者は、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、同項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法第317条の3の2第2項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、同項で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、法第317条の3の2第4項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（同項に規定する電磁的方法をいう。次条第4項において同じ。）により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第34条の4 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定

する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第317条の3の3第1項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した同項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、法第317条の3の3第2項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を提出することができる。

3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第4項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、法第317条の3の3第4項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し

、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

- 5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(たばこ税の税率)

第85条 たばこ税の税率は、1,000本につき $\frac{4,618 \text{ 円}}{3,298 \text{ 円}}$ とする。

附 則

(市たばこ税の税率の特例)

第18条 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時にける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係る市たばこ税の税率は、第85条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき $\frac{2,190 \text{ 円}}{1,564 \text{ 円}}$ とする。

横浜みどり税条例(抜粋)

($\frac{\text{上段}}{\text{下段}}$ $\frac{\text{改正案}}{\text{現 行}}$)

(法人の市民税の均等割の税率の特例)

第3条 平成21年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は各地方税法(昭和25年法律第226号) $\frac{\text{第312条第3項第4号}}{\text{第312条第3項第3号}}$ に規定する期間(次項において「期間」という。)に係る法人の市民税の均等割の税率は、市税条例第26条の2第1項の規定にかかわらず、同項の表の左欄

市第4号

に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる額に、当該額に100分の9を乗じて得た額を加算した額とする。この場合における同条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「横浜みどり税条例第3条第1項」とする。

(第2項省略)